

軽自動車税の減免について（減免できるのは、普通車を含めて一人一台のみとなります）

◎減免申請の方法

- 必要なもの
 - 納税通知書（5月初旬にお送りする分です）
 - 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、お持ちの手帳すべて
 - 運転免許証（運転される方のもの）
 - 車検証（コピーでも可・本人名義であること）※注1
- 申請期間
 - 納税通知書受領後から、納期限の令和3年5月31日まで
- 手続き場所
 - 市民税課、各区税務室（東・西・南・北） ※各総合出張所では取り扱いできません

◎減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障害名が2つ以上の場合は、各々の障害名の程度について等級（程度）が認定されます。手帳の最初のページに記載されている等級と異なる場合があります。2つ以上の場合は、あらかじめ市民税課 軽自動車税班096-328-2181へお問い合わせください

障害名	区分	身体障害者福祉法施行規則	恩 給 法		
		別表第5号	別表第1号表の2	同第1号表の3	
視 覚 障 害	本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症		
	家族等	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症		
聴 覚 障 害	本人	2級及び3級	特別項症～第4項症		
	家族等	2級及び3級	特別項症～第4項症		
平 衡 機 能 障 害	本人	3級	特別項症～第4項症		
	家族等	3級	特別項症～第4項症		
音 声 機 能 障 害	本人	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	家族等				
上肢不自由（※注2）	本人	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症		
	家族等	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症		
下肢不自由（※注3）	本人	1級～6級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症	
	家族等	1級～3級	特別項症～第3項症		
体 幹 不 自 由	本人	1級～3級及び5級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症	
	家族等	1級～3級	特別項症～第4項症		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
		家族等	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
	移動機能	本人	1級～6級		
		家族等	1級～3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
心 臓 機 能 障 害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
じん臓機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
呼吸器機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
ぼうこう又は直腸の機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
小 腸 機 能 障 害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人	1級～3級			
	家族等	1級～3級			
肝 臓 機 能 障 害	本人	1級～3級			
	家族等	1級～3級			
療 育 手 帳	障害の程度が「A1. A2」と記載された者				
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者				

（注1）身体障害者本人が18歳未満の場合、療育手帳A1. A2の場合、精神障害者保健福祉手帳1級の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車も対象に含まれます。

（注2）上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障害
2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの

（注3）下肢不自由 下肢等級が二以上重複して3級の場合は本人運転に限ります。（下肢4級と下肢5級の重複により3級の場合など）